# QQコール会員規約書

#### 第1条(本規約の適用範囲)

本規約は、本田技研工業株式会社(以下「Honda」という。)が第4条に定める会員に提供する Honda Total Care有料オプションサービス「QQコール」(以下「QQコール」という。)の利用につい て定めるものであり、QQコールのサービス(以下「本サービス」という。)を利用するに際しての一切に 適用します。

#### 第2条(本規約の変更)

Hondaは、第4条に定める会員の事前の了承を得ることなく本規約を変更することができるものとしま す。この場合、Hondaが本規約の変更をQQコールのホームページに公開した時点で、その効力が 発生するものとします。

#### 第2章 サービス利用者

#### 第3条(会員登録の申込み)

- 1. 本サービスは、Hondaが製造・販売し、日本国内で使用される車両のうち、HondaのHonda Total Careに登録された車両(ただし、業務用車両(緑又は黒ナンバー)、短期リース車、レンタカーは除 く。以下「対象車両」という。)を所有する法人のお客様(以下「申込資格者」という。)に限りその利 用を申込むことができます。
- 2. Hondaは、申込資格者が第5条の申込み拒否事項に該当する場合は、申込資格者による申込み を拒否することができます。
- 3. 本サービスの利用を希望する申込資格者は、Hondaの指定する販売会社(以下「Honda販売会 社」という。)において、所有する対象車両1台ごとに、Hondaが定める申込書(以下「申込書」とい う。)に必要事項を記載し、所定の手続きをもってHondaに本サービスの利用のための会員登録を 申込むことができます。
- 4. 前項により申込資格者が申込みを行ったときは、申込資格者は、本規約の内容を承認したものとみ なします。
- 5. 申込みにはHondaが定める入会金及び会費(以下「利用料」という。)をHonda指定の方法で支 払う必要があります

#### 第4条(会員登録の成立)

- 1.前条の申込資格者による申込み後に、Hondaが必要な審査・手続を完了し入会を承諾したときに 会員登録が成立するものとします。
- 2. Hondaは、会員登録が成立した会員(以下、「本会員」という)に対して、会員カードを発行します。
- 3. 本会員は、申込書に定める本サービスの利用開始日(以下「利用開始日」という。)より本サービス を利用することができます。

### 第5条(会員登録の拒否)

Hondaは、申込資格者が次の各号のいずれかに該当する場合、会員登録を拒否することができま

- (1)過去に本会員の登録の取り消しを受けたことがある場合。
- (2) 本サービスの利用の申込みに際して申告事項に虚偽、又は重大な記入漏れがある場合。
- (3) その他Hondaが申込みすることを不適当と判断する場合。

#### 第6条(登録の取消し)

Hondaは、本会員が以下のいずれかに該当する場合、なんらの通知又は催告もせず登録を取り消 すことができます。その際すでに支払われた利用料はいかなる理由によっても、一切返還いたしませ

- (1) 本規約に違反した場合。
- (2)申込み後に第5条の申込み拒否事項に該当することが判明した場合、又は会員登録成立後 に第5条の申込み拒否事項に該当するに至った場合。
- (3)利用料の支払いを怠った場合。
- (4) 本サービスの妨害その他Honda又は販売会社との信頼関係を著しく害する行為を行った場

### 第7条(拒否又は取消しの効果)

第6条によりHondaが会員登録を取り消したときは、本会員が本規約に基づき有する権利は、利用 開始日に遡って無効であるものとみなします。ただし、本会員が会員登録成立後に第5条の申込拒 否事項に該当するに至った場合は、当該第5条の申込拒否事項に該当するに至った日に遡って無 効であるものとみなします。

### 第8条(サービス期間)

本サービスをHondaが提供する期間(以下「サービス期間」という。)は、申込書に記入された利用 開始日から1年間とします。

### 第9条(変更の届出)

本会員は、申込み時点で届出た住所、電話番号など内容の一部、又は全部が変更された場合、 Honda指定の方法で速やかに手続きを行なうものとします。変更手続きが行われない場合、本サービスを利用できないことがあります。

### 第10条(サービスの継続・更新手続き)

- 1. 本会員は、第8条のサービス期間満了後も、本サービスの利用を希望する場合、サービス期間の 満了日までにHondaが定める手続きに従い、所定の会費を支払うことで、本サービスの継続・更新 を行うことができるものとします。
- 2. サービス期間の満了日後、本サービスの継続・更新手続きがなされることなく61日以上経過した時 点以降に、本会員が本サービスの利用を希望する場合、本会員は、再度本サービスの申込みを 行い、利用料を支払うものとします。この場合の本サービスの開始日は新たな申込書に記載された 利用開始日となります。
- 3. サービス期間の満了日までに継続・更新手続きを行わなかった本会員は、サービス期間の満了日 後60日以内に所定の会費を納め継続・更新手続きを行った場合は、入会金を免除し、満了日まで さかのぽって継続・更新手続きを行ったものとみなします。ただし、本会員が継続・更新手続を行わ なかったことで所定の会費を滞納していた期間については、本サービスは、提供されません。

### 第11条(車両乗換時の取扱い)

- 1. 本会員が、申込書に記載された対象車両(以下「登録車両」という。)から他の対象車両に乗換え た場合は、登録車両についてのサービス期間の残余期間(以下「サービス残余期間|という。) は、失効します。
- 2. 本会員が登録車両から乗換えた他の対象車両(以下「乗換対象車両」という。)において本サー ビスを受ける場合は、本会員は、Hondaが定める手続に基づき、新たに申込みを行う必要がありま
- 3. 乗換対象車両についての本サービスを受けるための入会金は、不要です。
- 4. 本会員は、乗換対象車両について本サービスを受けるための所定の会費について、本条1項によ り失効した登録車両についてのサービス残余期間に応じてHondaが別表に定める割引を受ける ことができます

### 第12条(車両譲渡時の取扱い)

本会員が登録車両を譲渡した場合、当該本会員は会員資格を失い、登録車両についての本サー ビスは失効します。

#### 第3章 サービスの提供

#### 第13条(本サービスの内容)

- 1. 本規約に基づき本会員が利用できる本サービスの内容は、別表及びQQコールのホームページに 定めるものとします。本サービスは登録車両に対して適用されるサービスであり、本会員であっても 登録車両以外の車両に搭乗している場合は本サービスを受けられないものとします。また、本会員 以外の者が登録車両を利用している場合であっても、Hondaは、当該登録車両に搭乗する者 (以下「搭乗者」という。)を本サービスの利用者(以下本会員、搭乗者を合わせて「利用者」とい う)として本サービスを提供するものとします。
- 2. 本会員は、搭乗者に対し、本規約の内容を知らしめ、本規約を遵守させるものとします。

### 第14条(会員の個人情報等)

- 1. Hondaは、利用者が本サービスの申込み、変更届による届出、及び本サービスの利用により Hondal-提供する利用者に関する氏名、住所、電話番号及び登録車両に関する情報等の個人情報(以下「会員情報」という。)を以下の目的で利用いたします。
  - (1)本サービスの実施・提供及びその改良・開発
- (2) 本サービスの改良・開発のためのアンケート調査
- (3)統計的に処理したうえでの分析
- 2. Hondaは、前項に定める利用目的のため、Hondaが業務を委託している第三者に、会員情報を 預託します。
- 3. Hondaは、会員情報をHonda販売会社に提供します。

### 第15条(注意事項)

本サービスは登録車両に発生した修理費用や補修部品代を補填するものではありません。

#### 第16条(サービスの適応除外事項)

- 下記の事項に対しては、Hondaは、本サービスを提供する義務を負わないものとします。
- (1) 交通違反、運行管理業務上の重過失など交通法規等を遵守しないことに起因する不具合。
- (2) Hondaが認めていない改造、架装などに起因する不具合。
- (3) レースやラリーなどの競技への参加及びその練習、興行に起因する不具合。
- (4)QQコールの受付窓口であるQQコールコールセンター(以下「QQコールコールセンター」という。) に事前連絡及び承諾がなく、利用者、警察又は販売会社により手配されたサービスの費用。
- (5) 闘争行為、詐欺、横領、犯罪行為、故意の破壊・破損。
- (6) タイヤチェーンの着脱・破損。
- (7) 地震や津波などの天災、異常気象、戦争、内乱などによる走行不能。
- (8)警察の制止・規制、差押え、没収等の公権力の行使。

#### 第17条(サービスの内容・変更・廃止)

- 1. Hondaは、事前に利用者に通知することなく本サービスの内容の変更・一時停止をすることがで き、本会員は、これを予め承諾します。
- 2. Hondaは、事前に本会員に通知又はQQコールのホームページに公開することにより本サービスを 廃止することがあります。
- 3. 大規模な天災や当該天災に起因する事情その他の社会的事情により、本サービスの提供(救援 車両や燃料等の調達)が困難な場合は、一時的に本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第18条(サービスの提供エリア)

本サービスの提供エリアは、電話サービスが実際に利用可能な日本国内のエリアとします。ただし、 本サービスが物理的に提供不可能(離島など交通のアクセスがない、豪雪、天変地異や事故等で 交通が途絶している等)な場所を除きます。

### 第19条(サービスの対応言語)

本サービスの提供は、日本語のみの対応とします。

### 第4章 費用

### 第20条(利用料等)

1.利用料の詳細は、別表及びQQコールのホームページによります。

2.本会員により支払われた利用料は、いかなる理由によっても、一切返還されません。

### 第5章 費用の負担を行わない場合

### 第21条(費用の負担を行わない場合)

利用者は、本サービスを受ける際、必ず事前にQQコールコールセンターへ連絡をするものとし、QQコ ールコールセンターへの事前連絡がない場合は、Hondaは、費用負担を行ないません。

### 第6章 一般条項

### 第22条(利用上の遵守事項)

- 1.利用者は、本サービスを利用するにあたって、本サービスの利用目的以外の目的で本サービスを 利用する行為、Honda又はその他の第三者に不利益もしくは損害を与える行為、第三者の人権 を侵害する行為、公序良俗に反する行為、犯罪的行為、不法行為、又はそのおそれのある行為を してはなりません。
- 2.利用者は、本サービスを営利目的に使用してはなりません。

### 第23条(免責事項)

第24条(専属的合意管轄)

Hondaは、本サービスの内容又はその利用により利用者又は第三者が被った損害・損失等に対し、 それがHondaの故意又は重過失により生じた場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

### 本規約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、専ら東京地方裁判所とします。

(付則)本規約は2003年6月1日から発効します。

2003年9月18日 一部改定 2004年8月17日 一部改定 2005年3月30日 一部改定 2006年4月18日 一部改定 2008年1月23日 一部改定 2010年2月25日 一部改定 一部改定 2011年3月18日 2011年6月1日 一部改定 2012年9月25日 一部改定 一部改定 2016年12月1日

2019年10月1日 一部改定 2024年9月30日 一部改定

#### 利用料

入会金 : 2,200円(消費税10%を含む)

会費 : 標準コース(1年間): 4,400円(消費税10%を含む) ※CR-V e:FCEVのみ2200円(消費税10%を含む)

残余期間に応じた割引額

標準コースの加入者が、同一の登録車両にて別のコースで入会しなおす場合や、登録車両の乗換により新たに入会する場合等、当該標準コースから他のコースに切り替えられる場合に限り、当該標準コースの残余期間に応じた以下の金額を、切り替えられる他のコースの利用料(税 抜き価格)から割引します。なお、いずれの場合も入会金は免除されます。(ただし、CR-VeFCEVは除く)

残余期間 3ヶ月未満 0円残余期間 3ヶ月以上6ヶ月未満 500円残余期間 6ヶ月以上9ヶ月未満 1,500円残余期間 9ヶ月以上 2,500円

#### サービス内容

#### 1.登録車両への応急処置

Hondaは、登録車両へのバッテリーのジャンブ、ガノリン補給、閉じ込み時の鍵開け(構造上、対応できない機種もあります)、落輪引揚(レッカー会社が対応できる範囲内)、その他現場対応可能な応急処置(タイヤチェーンの着脱などは除く)実質30分以内の路上作業を手配し、出動料・工賃を負担いたします。ただし、スペアパーツ、ガンリン代、消耗品などの費用は利用者のご負担となります。

※ガス欠時のガソリン代は、年1回10リットルに限り無料とします。ただし、ご自宅や車庫として 登録されている駐車場を除きます。なお、ガス欠とは、車両内の燃料を完全に使い切り、走 行不能の状態を言います。

#### 2.登録車両の牽引・保管

Hondaは、走行不能となった登録車両について最寄りのHonda指定のサービス工場まで、又は走行不能場所から牽引実距離30km以内にある利用者が希望するHonda指定のサービス工場までの牽引を手配し、その費用を負担いたします。ただし、30km以上の牽引、一部離島からのフェリー代、橋の通行料は利用者のご負担となります。また、ご希望のHonda指定のサービス工場が営業時間外の場合は、修理が可能になるまでの期間(例.搬入予定のHonda指定のサービス工場の営業開始時刻又は営業開始日まで)の登録車両の保管費用の負担をいたします。電欠または水素欠の場合、最寄りの充電ステーション(急速充電器)または水素ステーションまで無料(利用回数制限無し、距離制限無し)で車両を牽引します。

#### 3.ご帰宅・旅行継続の手配

利用者の自宅又はHonda指定の販売会社・サービス工場以外の場所において登録車両が 走行不能と判断され、牽引をした場合は、Hondaは、利用者の自宅の住所までの帰宅、又は当 初第一目的地(訪問先、予約済みホテル等)までの旅行継続のための次に掲げる代替交通 手段及び宿泊を提供します。(合理的な経路をアシスタンス・コーディネーターが提示します)

(ア)バス、列車、飛行機等:それぞれ乗合、普通車、エコノミー・クラスの運賃。

- (イ)タクシー:30km以内の移動にかかる運賃に限ります。
- (ウ)レンタカー:最大3日間までの自宅又は当初第一目的地までの基本料金。ただし、免責保険代、延長代、燃料代、有料道路料金等は利用者のご負担となります。
- (エ)ホテル代:室料、サービス料(消費税込み)。深夜の際に、当初目的地までの交通手段 が利用可能になるまでの間、QQコールコールセンターが妥当と考える付近のホテル等 を手配します。

ただし、食事代、クリーニング代、雑費等は利用者のご負担となります。

- ※上限金額(ご帰宅・旅行継続費用合計)は利用者1名につき5万円(ただし登録車両1 台につき10万円)まで
- ※交通手段の手配、宿泊の手配は、登録車両が利用者のご自宅や車庫として登録されている駐車場、法律で認められている車庫証明のある範囲内で走行不能になった場合、電欠または水素欠の場合には、適用とはなりません。
- ※上限金額は、消費税を含む総額となります。

### 4.修理後の登録車両の引き取り・搬送

牽引後、修理が完了した場合下記の2つから利用者が選択できます。

(ア)本会員の登録がされている販売店(Myディーラー)までの陸送の手配と費用の負担。

(イ)登録車両引き取りへ向かうときの交通手段の費用負担(往路1名分。合理的な経路を アシスタンス・コーディネーターが提示します)。

### 5.メッセージサービス

登録車両の故障時、利用者の要請に基づき、利用者の指定する第三者へメッセージをご連絡します。利用者が加入されている自動車保険会社への連絡が必要な場合には、事故発生連絡を代行いたします。

送補さしていくだします。 ※自動車保険会社に連絡した内容に関しての責任は負いかねますのでご了承ください。

### 【QQコール 新車コース 特約】

### 第1条(本特約の位置づけ)

- 1. 本特約は、本田技研工業株式会社(以下「Honda」という。)の定める「QQコール 新車コース」 (以下「新車コース」という。)の申込み及び利用について定めるものとします。新車コースは、本特 約及びQQコール規約(以下「本規約」という。)に従って運用されるものとします。本特約に定めの ない事項は、本規約に従うものとします。本特約が本規約に矛盾する場合、本特約の規定が優先 して適用されるものとします。
- 2. 本特約で用いられる用語の定義は、本特約に特段の定めのない限り、本規約で用いられる用語の定義を準用するものとします。

### 第2条(新車コース対象車両)

本規約第1条にかかわらず、新車コースの対象車両(以下「新車コース対象車両」という。)は、Hondaが製造・販売し、日本国内で使用される車両で、HondaのHonda Total Careに登録された車両(ただし、貨物、業務用車両(緑又は黒ナンバー)、短期リース車、レンタカー、CR-V e:FCEVは除く。)のうち、Honda販売会社において購入された車両で、道路運送車両法において、新車として登録又は届出が完了してから1年以内の車両をいうものとします。

### 第3条(サービス期間)

- 1. 本規約第8条にかかわらず、新車コースをHondaが提供する期間(以下「サービス提供期間」という)は、新車コース対象車両の初年度登録年月日から起算して3年目の同日の前日までとします。何らかの事由によって新車コースの利用の申込みが遅れた場合においても、サービス提供期間の延長は行なわないものとします。
- 2. 本規約第10条にかかわらず、新車コースは、継続・更新することはできないものとします。ただし、新車コースから標準コースに変更して継続・更新する場合は、本会員は、本規約第10条に従い、継続・更新することができるものとします。

#### 第4条(車両乗換時の取扱い)

本規約第11条4項にかかわらず、新車コースに加入している本会員は、新車コース対象車両から他の対象車両に乗換え、他のコースに加入する場合も、当該他のコースについて本サービスを受けるための所定の会費について、割引を受けることはできません。

#### 第5条(利用料)

新車コースの利用料は、6,600円(消費税10%を含む、入会金は無料)とする。ただし、Hondaが別に 定める車種については、この限りではない。

### 【QQコール 車検コース 特約】

#### 第1条(本特約の位置づけ)

- 1. 本特約は、本田技研工業株式会社(以下「Honda」という。)の定める「QQコール 車検コース」 (以下「車検コース」という。)の申込み及び利用について定めるものとします。車検コースは、本特 約及びQQコール規約(以下「本規約」という。)に従って運用されるものとします。本特約に定めの ない事項は、本規約に従うものとします。本特約が本規約に矛盾する場合、本特約の規定が優先 して適用されるものとします。
- 2. 本特約で用いられる用語の定義は、本特約に特段の定めのない限り、本規約で用いられる用語の定義を準用するものとします。

#### 第2条(車検コース対象車両)

本規約第1条にかかわらず、車検コースの対象車両(以下「車検コース対象車両」という。)は、Hondaが製造・販売し、日本国内で使用される車両で、HondaのHonda Total Careに登録された車両(ただし、貨物、業務用車両(縁又は黒ナンバー)、短期リース車、レンタカー、CR-V e:FCEVは除く。)のうち、Honda販売会社において追路運送車両法上の車両の検査整備(以下「車検」という)を実施した車両とします。ただし車検コースに加入できる期間は、車検コース対象車両に対する車検の後、道路運送車両法上の車検の更新手続きにより、更新された車両検査証明書(以下「車検証」という)に記載された有効期間の満了日の1年前までとします。

#### 第3条(サービス期間)

- 1. 本規約第8条にかかわらず、車検コースをHondaが提供する期間(以下「サービス提供期間」という)は、次の各号に定める期間とする。なお、何らかの事由によって車検コースの利用の申込みが遅れた場合においても、サービス提供期間の延長は行なわないものとします。
- (1) 運輸支局又は軽自動車検査協会(以下「軽自協」という)にて、車検証の更新手続きを行う前 に、車検コースに加入する場合、保安基準適合証有効期間満了日の2年後の前日まで、もしくは 更新前車検証に記載された有効期間の満了日の2年後までのいずれか遅い日までとします。
- (2) 運輸支局又は軽自協にて、車検証の更新手続きを行った後に、車検コースに加入する場合、 更新された車検証に記載された有効期間の満了日までとします。
- 2. 本規約第10条にかかわらず、車検コースは、継続・更新することができないものとします。ただし、車 検コースから標準コースに変更して継続・更新する場合は、本会員は、本規約第10条に従い、継 続・更新することができるものとします。

### 第4条(車両乗換時の取扱い)

本規約第11条4項にかかわらず、車検コースに加入している本会員は、車検コース対象車両から他の対象車両に乗換え、他のコースに加入する場合も、当該他のコースについて本サービスを受けるための所定の会費について、割引を受けることはできません。

#### 第5条(利用料)

車検コースの利用料は、5,500円(消費税10%を含む、入会金は無料)とする。

### 【QQコール 中古車コース 特約】

### 第1条(本特約の位置づけ)

- 1. 本特約は、本田技研工業株式会社(以下「Honda」という。)の定める「QQコール 中古車コース」 (以下「中古車コース」という。)の申込み及び利用について定めるものとします。中古車コースは、 本特約及びQQコール規約(以下「本規約」という。)に従って運用されるものとします。本特約に定 めのない事項は、本規約に従うものとします。本特約が本規約に矛盾する場合、本特約の規定が 優先して適用されるものとします。
- 2. 本特約で用いられる用語の定義は、本特約に特段の定めのない限り、本規約で用いられる用語の定義を準用するものとします。

### 第2条(中古車コース対象車両)

本規約第1条にかかわらず、中古車コース対象車両とは、Hondaが製造・販売し、日本国内で使用される車両で、HondaのHonda Total Careに登録された車両(ただし、貨物、業務用車両(緑又は黒ナンバー)、短期リース車、レンタカー、CRV e.FCEVは除く。)のうち、Honda販売会社において販売された中古車のをいうものとします。ただし、中古車コースに加入できる期間は、中古車コース対象車両がHonda販売店において中古車として販売された時点の車検証に記載された有効期間の満了日までとし、同期日が中古車コースの加入日から24ヶ月を超える車両については、中古車コース対象車両からは除外されるものとします。

### 第3条(サービス期間)

- 1. 本規約第8条にかかわらず、中古車コースをHondaが提供する期間(以下「サービス提供期間」 という)は、中古車コース対象車両の車検証に記載された有効期間の満了日までとする。なお、何 らかの事由によって中古車コースの利用の申込みが遅れた場合においても、サービス提供期間の 延長は行なわないものとします。
- 2. 本規約第10条にかかわらず、中古車コースは、継続・更新することはできないものとします。ただし、中古車コースから標準コースに変更して継続・更新する場合は、本会員は、本規約第10条に従い、継続・更新することができるものとします。

### 第4条(車両乗換時の取扱い)

本規約第11条4項にかかわらず、中古車コースに加入している本会員は、中古車コース対象車両から他の対象車両に乗換え、他のコースに加入する場合も、当該他のコースについて本サービスを受けるための所定の会費について、割引を受けることはできません。

### 第5条(利用料)

中古車コースの利用料は、5,500円(消費税10%を含む、入会金は無料)とする。

### 【QQコール CR-V e:FCEV専用コース 特約】

### 第1条(本特約の位置づけ)

- 1. 本特約は、本田技研工業株式会社(以下「Honda」という。)の定める「QQコール CR-V e:FCEV専用コース」(以下「CR-V e:FCEV専用コース」という。)の申込み及び利用について定めるものとします。CR-V e:FCEV専用コースは、本特約及びQQコール規約(以下「本規約」という。)に従って運用されるものとします。本特約に定めのない事項は、本規約に従うものとします。本特約が本規約に矛盾する場合、本特約の規定が優先して適用されるものとします。
- 2. 本特的で用いられる用語の定義は、本特約に特段の定めのない限り、本規約で用いられる用語の定義を準用するものとします。

### 第2条(CR-V e:FCEV専用コース対象車両)

本規約第1条にかかわらず、CR-V e:FCEV専用コースの対象車両(以下「CR-V e:FCEV専用コース対象車両」という。)は、HondaのHonda Total Careに登録されたCR-V e:FCEV(ただし、貨物、業務用車両(緑又は黒ナンバー)、短期リース車、レンタカーは除く。)のうち、Honda販売会社において購入された車両で、道路運送車両法において、新車として登録が完了してから1年以内の車両をいうものとします。

#### 第3条(サービス期間)

- 1. 本規約第8条にかかわらず、CR-V e:FCEV専用コースをHondaが提供する期間(以下「サービス提供期間」という)は、新車コース対象車両の初年度登録年月日から起算して2年目の同日の前日までとします。何らかの事由によって新車コースの利用の申込みが遅れた場合においても、サービス提供期間の延長は行なわないものとします。
- ロよくこしょう。「ヨウハ ペチョロにようと新平コ ヘップカロ・リー・ スター とった という ビス提供期間の延長は行なかないものとします。
  2. 本規約第10条にかかわらず、CR-V e:FCEV専用コースは、継続・更新することはできないものとします。ただし、CR-V e:FCEV専用コースから標準コースに変更して継続・更新する場合は、本会員は、本規約第10条に従い、継続・更新することができるものとします。

#### 第4条(車両乗換時の取扱い)

本規約第11条4項にかかわらず、CR-V e:FCEV専用コースに加入している本会員は、新車コース対象車両から他の対象車両に乗換え、他のコースに加入する場合も、当該他のコースについて本サービスを受けるための所定の会費について、割引を受けることはできません。

### 第5条(利用料)

CR-V e:FCEV専用コースの利用料は、4,400円(消費税10%を含む、入会金は無料)とする。

●お車にトラブルがあった場合のお問い合わせは

【QQコール コールセンター(会員専用)】

24時間 365日受付 フリーコール (40800-123-9956

## 本田技研工業株式会社

●お問い合わせは

[Honda Total Care コールセンター(お客様専用)]

フリーダイヤル 0120-215656 9:00~12:00、13:00~17:00 (ゴールデンウィーク/夏季/年末年始休業を除く)

ホームページ https://www.honda.co.jp/qqcall/